

# 第1回 糸島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成31年4月1日(月) 午後1時00分から午後3時30分

2. 開催場所 交流プラザ志摩館大会議室

3. 出席委員(19人)

会長	1番	内野敏一
会長職務代理者	2番	西原芳幸
副会長	3番	平野利延
委員	4番	中原誠也
	5番	中園秀輝
	6番	丸山文子
	7番	藤嶋政秀
	8番	成吉隆義
	9番	三苫幹治
	10番	増田耕一郎
	11番	磯部絹代
	12番	宗孝幸
	13番	三坂勝弥
	14番	松尾幸子
	15番	奥功
	16番	東司時隆
	17番	田中正一
	18番	原田正成
	19番	井上孝治

4. 欠席委員(0人)

5. 議事日程

議事

- 互選第1号 会長の互選について(会長あいさつ)
- 互選第2号 職務代理者の互選について(職務代理者あいさつ)
- 互選第3号 副会長の互選について(副会長あいさつ)
- 議案第1号 農業委員会の実施体制に係る組織編制について
- 議案第2号 糸島市地域水田農業推進協議会委員等の推薦について
- 議案第3号 農業委員議席の決定について
- 議案第4号 農業委員の担当地域の決定について
- 議案第5号 糸島市農地利用最適化推進委員の決定について

6. その他

- 1) その他協議事項等について
- 2) その他

7. 農業委員会事務局職員

事	務	局	長	秋	山	順	二
農	地	係	長	前	村	永	久
主			幹	梶	原	理	世

- 事務局 農業委員の皆様におかれましては、本日、市長から辞令を受けられまして、平成34年3月31日までの3年間ご活躍いただくこととなります。何かと大変かと存じますが、どうぞよろしく願いいたします。
- ただいまより第1回糸島市農業委員会総会を開会いたします。
- なお、現在の出席状況は全員出席であります。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会が成立していることを宣言いたします。
- 続きまして、農業委員の紹介を行います。
- 事務局 農業委員の皆様のご紹介をさせていただきます。
- 議案書の2ページのほうに農業委員名簿を載せております。ごらんいただきたいと思います。
- (名簿に基づき自己紹介)
- 事務局 続きまして、事務局職員の紹介を行いたいと思います。
- 事務局職員につきましては、同議案書の3ページに記載しております。ごらんいただきたいと思います。
- (名簿に基づき自己紹介)
- 事務局 以上、5名の事務局体制でとり行っていくしますので、どうぞよろしく願いいたします。
- 事務局 続きまして、臨時議長の選出を行います。
- 総会の議長につきましては会長が行うこととなっておりますが、本日の総会は任期満了後初めての総会ですので、まだ会長が決まっておりません。この場合は、会長が決定するまでの臨時の議長を再任で最年長の委員にお願いすることとなっております。つきましては、磯部絹代委員に臨時議長をお願いしたいと思います。ご承認いただける方は拍手をお願いしたいと思います。
- (拍手)
- 事務局 どうもありがとうございました。承認いただきましたので、磯部委員に臨時議長をお願いいたします。
- それでは、臨時議長より一言ご挨拶をお願いいたします。
- 臨時議長 皆さんこんにちは。ただいま最年長ということで臨時議長に選出いただ

きました磯部絹代です。皆様のご協力により、円滑に議事を進めたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

事務局

続きまして、臨時議長の音頭で農業委員会憲章の唱和を行いますので、恐れ入りますが、皆さんご起立をお願いいたします。

臨時議長

では、皆さん、議案書の表紙裏面に農業委員会憲章が記載されていますので、ごらんください。

**【農業委員会憲章唱和】**

事務局

ありがとうございました。

続きまして、臨時議長に議事録署名人の指名をお願いいたします。

臨時議長

議事録署名人に丸山文子委員と井上孝治委員を指名いたします。よろしくお願いします。

事務局

議事に入る前にお願いがございます。総会での審議内容につきましては農業委員会法によりまして議事録を作成して公開することが義務づけられております。委員の発言につきましては、誰が発言したかも含め議事録を作成し、公開を行っております。発言される場合は挙手をしていただき、議長に指名されてから氏名を名乗り発言をお願いいたします。審議内容を録音し、議事録を作成しておりますので、氏名を名乗っていただかないと、どなたが発言されたかわからなくなりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では、議事に入りますが、進行を臨時議長をお願いいたします。

臨時議長

それでは、議事に入ります。

事務局

議案書の4ページをお願いいたします。

互選第1号「会長の互選について」、ご説明いたします。

会長の選出につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第2項によりまして、委員が互選した者を充てるとなっております。

互選といいますのは、選挙権者が同時に被選挙権者として相互に選挙を行うことをいいます。また、その方法は単記無記名投票を行い、得票数が最も多い者を会長とすることとなっております。つまり、各委員さんは投票用紙に会長にしたいと思われる委員の氏名をご自分を含めた19人の中から1名のみ記載し、投票箱に入れていただくということになります。

なお、もし、得票数が同じ場合はくじで決定することとなっております。

なお、開票の際には議長が指名する立会人が2名必要ですので、後ほど指名をお願いいたします。

ここまでご了解いただけましたら、具体的な投開票の方法は後ほどご説明いたします。以上でございます。

臨時議長

それでは、ここまでの事務局の説明に対して質疑をお願いいたします。質疑ありませんでしょうか。

(質問、意見なし)

臨時議長

じゃ、質疑を終了します。

次に、会長の選出につきましては、農業委員会等に関する法律第5条第2号により、委員が互選した者を充てるとあります。

互選とは相互に選挙することとされており、投票によって行うのが原則でありますので、会長の選出は投票での方法とさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

臨時議長

全員賛成ですので、投票を行うことといたします。

また、得票数が同数の場合はくじで決定したいと思います。よろしいでしょうか。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

臨時議長

全員賛成です。

それでは、開票立会人を指名します。開票立会人に増田耕一郎委員と東司時隆委員を指名します。

それでは、具体的な投票方法を事務局から説明させます。

事務局

それでは、具体的なやり方でございます。

まず、投票箱の中が空であることを皆さんに確認をしていただきます。

次に、五十音順に3人ずつお名前をお呼びしますので、呼ばれた委員の方は投票用紙を受け取り、記載台での記載の上、投票箱に入れてください。

全員の投票が終了しましたら、投票用紙を取り出して投票箱の中が空

であることを再度皆さんに確認いたします。

その後、開票立会人に投票用紙の記載内容を確認いただきながら、投票用紙に記載された氏名を読み上げますので、職員がホワイトボードに記載して得票結果表を作成します。で、臨時議長に提出をいたします。

最後に、臨時議長が得票結果を読み上げて、最多数の得票者を会長に決定することとなります。以上でございます。

臨時議長

ありがとうございます。何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

臨時議長

質疑がなければ、それでは、投票及び開票を開始してください。

事務局

それではまず、梶原主幹が投票箱を持って皆さんの前を通りますので、空であることをご確認いただきたいと思います。

(投票箱確認)

事務局

ありがとうございます。投票箱のふたを閉じてください。

次に、投票に入りますけれども、もし、書き損じ等がありました場合、二本線を引かれて訂正をしていただければ、有効でございますので、よろしく願いいたします。

では、前村係長が3人ずつお名前をお呼びしますので、ご起立の上、投票記載台に向かっていただき、梶原主幹から投票用紙を1枚受け取っていただいて名前を書いて投票箱に入れてください。終わられましたら、着席をお願いいたします。では、よろしく願いいたします。

(投票)

事務局

どうもありがとうございました。全員の投票が終わりましたので、これから開票に入りたいと思います。

開票立会人の増田委員と東司委員は前村係長のところに行ってくださいようお願いいたします。

では、前村係長、投票箱から投票用紙を取り出してください。

それでは、投票箱が皆さんの前を通りますので、空であることを確認ください。

(投票箱確認)

事務局 それでは、今、空の状態ですので、投票箱をそのまま閉じてください。  
それでは、前村係長が投票用紙の内容を立会人に見せながら読み上げて  
ください。

(開 票)

以上です。

事務局 ありがとうございます。それでは、開票立会人は席にお戻りくださ  
い。

それでは、結果の集計表を作成しまして臨時議長にお渡ししますの  
で、少しお待ちください。

(集計表作成)

事務局 それでは、集計が終わりましたので、磯部臨時議長から発表していただ  
きます。

臨時議長 大変お待たせいたしました。開票の結果をご報告いたします。  
内野敏一委員 18 票、西原芳幸委員 1 票。開票の結果、最も得票数が  
多い内野敏一委員を会長に決定します。  
会長が決まりましたので、以降の議事進行につきましては内野敏一会  
長よりお願いいたします。

事務局 どうもありがとうございました。  
それでは、磯部臨時議長から退任の挨拶をお願いしたいと思います。

臨時議長 委員の皆様の慎重審議並びにご協力によりまして臨時議長の大役を終え  
ることができました。内野会長を中心に3年間一生懸命頑張りたいと思  
います。これで臨時議長を退任させていただきます。どうも皆様ありが  
うございました。(拍手)

事務局 磯部委員どうもありがとうございました。内野会長と席の移動をお願い  
いたします。

(議長席交代)

事務局 それでは、ただいま会長に選出されました内野議長より一言ご挨拶をお  
願いします。

議長 皆様こんにちは。皆さんの投票によって会長に就任いたしました内野敏一と申します。よろしくお願いいたします。

会長職という大役を仰せつかりまして身の引き締まる思いと、今からこの3年間この農業委員会をどうして持っていくのか、重圧とプレッシャーでいっぱいであります。どうか皆様のご協力をお願いいたしまして、これから3年間よろしくお願いいたします。私も一生懸命に頑張っていきますので、よろしくお願いいたします。(拍手)

事務局 どうもありがとうございました。以降の進行につきましては内野議長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、次の議事に入ります。事務局長。

事務局 議案書の5ページをお願いいたします。

互選第2号「職務代理者の互選について」、内容を説明いたします。

農業委員会等に関する法律第5条第5項の規定によりまして、会長が欠けたとき等は委員が互選した者がその職務を代理するというふうに定められております。つきましては、先ほどの会長の互選と同じ要領で投票により職務代理者を決定したいので、ご審議をお願いいたします。

議長 ただいま事務局のほうより説明がありました。質疑をとります。どうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようでしたら、質疑を終了します。

農業委員会等に関する法律第5条第5項に、会長が欠けたときは委員が互選した者がその職務を代理するとなっております。また、農業委員会会則第3条で、職務代理者の互選は、委員が単記無記名投票を行い、多数票を得た者を当選人とするとあります。

したがいまして、職務代理者の選出については投票で行いたと思いますが、いかがでしょうか。また、同規則第3条において投票数が同じになったときはくじで定めるともあります。そのように行いたと思いますが、そのことについても承認いただけますでしょうか。賛成の方は挙手をお願いいたします。



(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、投票を行うことといたします。  
開票立会人は先ほどに引き続き、増田耕一郎委員と東司時隆委員を指名いたします。  
それでは、投票と開票を開始してください。

事務局 それでは、先ほどと同じ要領で行わせていただきます。  
先ほど投票用紙を取り出したときに空であることの確認は皆さんにさせていただいておまして、それをそのままふたを閉じておりますので、事前の空であるという確認はいただいております。  
では、3人ずつお名前を呼びますので、先ほどの要領で投票をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(投票)

事務局 全員の投票が終わりましたので、これから開票に入りたいと思います。  
開票立会人の増田委員と東司委員は前村係長のところにお願ひします。  
それでは、投票箱から投票用紙を取り出してください。  
投票箱が皆さんの前を通りますので、空であることの確認をお願いいたします。

(投票箱確認)

事務局 それでは、投票箱が空の状態です。ふたを開けてください。  
それでは、前村係長は投票用紙の内容を立会人に見せながら読み上げてください。

(開票)

以上です。

事務局 ありがとうございます。開票立会人は席にお戻りください。  
それでは、投票結果集計表を作成しまして議長にお渡ししますので、少しお待ちください。

(集計表作成)

事務局	集計が終わりましたので、議長から発表していただきます。
議長	<p>開票結果を報告いたします。</p> <p>西原芳幸委員18票、平野利延委員1票。開票の結果、最も得票数が多い西原芳幸委員を職務代理者に決定いたします。</p> <p>西原芳幸職務代理者、就任の挨拶をお願いいたします。</p>
職務代理者	<p>こんにちは。職務代理者ということで少し戸惑っておりますけど、内野新会長とともに一生懸命頑張りたいと思っております。また、今回11名の委員がかわられたということで非常に心配しておりましたが、皆さんの顔を見たら安心いたしております。今後、皆様とともに糸島市農業委員会と糸島市の農業を盛り上げるために頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。(拍手)</p>
議長	どうもありがとうございました。
議長	それでは、次に移ります。事務局。
事務局	<p>議案書の6ページをお願いいたします。</p> <p>互選第3号「副会長の互選について」、内容を説明いたします。</p> <p>糸島市農業委員会規則第2条第1項に、副会長を1人置くと定められております。また、同規則第3条第1項に、副会長の互選は投票により行い、得票数が同じであるときはくじで定めるとされております。</p> <p>つきましては、先ほどと同じ要領で投票により、副会長を決定したいので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>事務局のほうより説明がありました。それに対して質疑はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>
議長	<p>ないようですので、糸島市農業委員会規則の規定によりまして、副会長の選出を投票で行いたいと思ひますが、いかがでしょうか。また、投票数が同じであるときはくじで決定したいと思ひますが、このことについても承認いただけますでしょうか。賛成の方は挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>

議 長

全員ですので、投票を行うことといたします。

開票立会人は引き続き、増田耕一郎委員と東司時隆委員を指名いたします。

それでは、投開票を開始してください。

事務局

それでは、現在、投票箱は空であることを先ほど確認いただいております。

それでは、3人ずつお名前をお呼びしますので、同じ要領で投票をお願いいたします。

#### (投 票)

事務局

どうもありがとうございます。

ちょっと開票に入ります前に、6ページの議案に誤字がございますので、訂正のほうをお願いしたいと思います。

6ページの糸島市農業委員会副会長の互選について、糸島市農業委員会規則第3条第1項の規定に基づき、下記の方法により「職務代理者」を互選するとなっておりますが、済みません、ここは「副会長」の誤りでございますので、ご訂正をお願いいたします。

それでは、開票に入らせていただきます。

開票立会人の増田委員と東司委員は前村係長のところをお願いいたします。

では、投票箱から投票用紙を取り出してください。

それでは、投票箱が皆さんの前を通りますので、空であることの確認をお願いいたします。

#### (投票箱確認)

事務局

それでは、前村係長は投票用紙の内容を立会人に見せながら読み上げてください。

#### (開 票)

以上です。

事務局

ありがとうございます。開票立会人は席にお戻りください。

投票結果集計表を作成しまして議長に渡しますので、少しお待ちください。

(集計表作成)

事務局	集計が終わりましたので、議長から発表をしていただきます。
議長	それでは、開票の結果を報告いたします。 平野利延委員 17 票、増田耕一郎委員 1 票、丸山文子委員 1 票。よって、最も得票数が多い平野利延委員を副会長に決定いたします。 平野利延委員より副会長就任の挨拶をお願いいたします。
副会長	こんにちは。私も先ほどの職務代理者と一緒にこの農業委員会の発展のためにやっていきたいと思えます。また、皆さんの協力をよろしくお願ひします。(拍手)
議長	ありがとうございました。
議長	では、次の議事に移ります。事務局長。
事務局	それでは、次の議事でございます。7 ページをお願いいたします。 議案第 1 号「糸島市農業委員会の実施体制に係る組織編制について」と、あわせまして議案第 2 号「糸島市地域水田農業推進協議会委員の等の推薦について」を続けて説明させていただきます。 まず、議案書の 7 ページのほう、議案第 1 号「糸島市農業委員会の実施体制に係る組織編制について」でございます。 農業委員会活動の実施体制の各委員の配属及び役職について、三役の素案をもとに審議の上、決定したいということでございます。 編成する組織等ということで、調査部会、こちら部会長、副部会長、委員を決定。農政対策委員会、委員長、副委員長、委員。広報委員会は委員長。農地対策委員会 A 班、B 班、こちらの委員長、副委員長、委員ということでございます。 8 ページに体制図がついておりますので、ここの概略を簡単に説明させていただきます。 まず、総会でございます。総会につきましては 19 人の農業委員全員で開催をいたします。開催日につきましては、原則、毎月 10 日とすることとしております。10 日が休日の場合は前日に前倒しで開催する予定としております。これは 30 アール以上の転用案件につきましては県農業会議の意見聴取を行う手続が別にございまして、これが県の農業会議の日程

が毎月15日で定例化されておることから、当市の農業委員会については毎月10日に開催するということとしております。

その下の右側の事務局のところでございます。昨年度までは4人の専任職員でしたが、本日から市の農業振興課職員との兼任職員5人の体制となっております。

左下の農地対策委員会でございます。A班5人とB班5人の2班体制合計10人。その右の農政対策委員会は広報委員会兼務で8人体制となっております。農地対策委員会は毎月1回開催しております。A班、B班がそれぞれ2カ月に1回ずつの開催ということにしております。また、農政対策委員会は年6回程度開催をしております。会長を除く18人の委員の皆様につきましてはこのいずれかの委員会に所属していただくこととなります。

その右の農地利用最適化推進会議でございますが、こちらは農業委員全員と34人の農地利用最適化推進委員の合同会議でございます。農地利用最適化の方策や具体的な活動などを決定する会議でございます。これは大体年間2回、3回程度の開催でございます。

その下の調査部会でございます。第1から第3までの3班でそれぞれ6名体制で行っております。毎月の総会案件の事前審査、現地調査などを行っております。毎月1回開催をしております。第1から第3までの調査部会をそれぞれ3カ月に1回開催するという形になります。こちらでも会長を除く18人の委員の方はいずれかの調査部会に所属していただくこととなります。

なお、会長につきましてはこれら全ての会議に出席していただくというところになっております。

その下の総会日程及び議案の締め切りということで、こちらは市民の方から各種の許可申請が提出されますけれども、それから総会までの流れということでございまして、毎月の申請につきましては締め切りを25日を基本としてございまして、休日の関係等で早まったりということもございます。調査部会につきましてはその25日までに提出された申請につきまして毎月月初めに行っております。ただ、こちらでも休日等の絡みで前の月の月末等に行うこともあります。先ほど申しましたように、総会は10日を基本に開催をしております。

次3番、調査部会でございますけれども、こちらは農地転用の許可申請や非農地証明願、こういったものの事前調査を行いまして、それとあわせて現地調査も行います。関係法令の調整とか、用排水等の審査、あるいは新規就農者の営農計画のヒアリングなどを行いまして、その審査状況等によりまして調査部会としての意見を取りまとめて、それを本会議に報告するというふうな働きをする部会でございます。

続きまして、4番の農地対策委員会でございます。こちらA班、B班

に分かれておりますが、毎月、農地パトロールと違反転用の是正指導等を実施しております。また、指導に従わないような悪質な場合は県のほうに報告をして、連携して指導をしていっておりますのでございます。また、新規就農者等の農地利用の状況の調査を行いまして、うまく活用できていないというような場合は必要な指導等を行っております。

農政対策委員会につきましては、先進地視察、研修会等を企画、開催していただいて、農業委員、推進委員さんの知識向上等を図るという目的で行っております。また、今後これが重要な農政対策の活動になってくるというふうに思っておりますけれども、農地利用最適化の推進の具体的な取り組みを、先進事例とかも出てきておりますので、そういったものを研究しながら検討していただいて、その実施に向けた提案を行っていただくというふうな形になってまいります。

それと、6番の広報委員会につきましては、メンバーは農政対策委員会が兼ねますけれども、ただし、広報委員会の委員長につきましては農政対策委員会の委員長を兼ねるということではなくて、別に委員長を定めておるといっております。

広報につきましては農業委員会だよりということで「生命と大地」という名前の広報紙を年2回発行しております、広報委員会は校区ごとの記事の構成とか、あるいは取材、執筆を行っていただくということでございます。

続きまして、10ページをお願いいたします。

糸島市地域水田農業推進協議会委員等の推薦についてということでございます。

11ページと12ページでございますように、各団体、協議会等から、合計12人の委員等の選出依頼がっております。

まず、11ページの1番でございます。糸島市地域水田農業推進協議会委員及び監事ということで、水田協、水田協と言っておりますが、こちらは国の経営所得安定対策を実施しておりますということと、米の需給調整、あるいは戦略作物の生産振興といった、そういったものを目的に設立されておる団体でございます、こちらの水田協の規約の中に委員は農業委員から選出するというところと、会長は農業委員会の代表から選任するというふうに定められております。それとあわせて、水田協の監事につきましてはJAさんの常勤監事と農業委員会の代表の2名とするというふうに定められております。したがいまして、会長を含む委員を3人、それと、監事を1人選出してくださいということで依頼が参っております。

その下、2番の糸島市農業振興地域整備促進協議会委員の推薦ということで、こちらは農振農用地の除外や編入、こういったものの審議をしておる団体でございます。こちらのほうにつきましては6名の委員の推薦の依頼が参っております。農業委員会からは例年の慣例として職務代理者、

それと、各調査部会、こちらから選出しておると、女性農業委員も慣例として選出しているところでございます。

続きまして、12ページでございます。

糸島市人・農地プラン検討委員会委員の推薦ということで、市のほうで人・農地プランというものを策定しておりますが、こちらの制定、変更等につきまして、この人・農地プラン検討委員会というところで承認をいただいてやっておるところです。こちらのほう、国の方針によりまして、委員のおおむね3割を女性委員にすることということになっておるため、委員を1名選出を求められておりますけれども、例年、女性委員の選出をお願いしたいということで、そのように選出しておるところです。

続きまして、4番の家族経営協定の立会人の推薦ということで、こちらは認定農家さん等が家族経営協定を結ばれるときに、関係機関が寄りまして協定を締結する立会人ということでやっております。こちらやはり協定の締結によりまして女性の経営参加を促進することになるということで女性委員の推薦ということで依頼が来ております。以上です。

先ほどの議案1号の実施体制、こちらとこの10ページの議案2号、協議会委員等の推薦依頼ということで、各委員さんがまずは実施体制につきましてはどこに入っていたかについて、今から三役が別室で話し合いをさせていただきまして、その三役の案を委員の皆さんに諮りたいということがまず1つの提案。

それとあわせて、今ありました各委員の推薦依頼につきまして誰を選出するかについて、これも三役が今から別室で話し合いをさせていただいて、その三役の案を委員の皆さんに諮りたいということで、議案1号と2号が一緒の説明になりましたが、そういうふうに提案をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

議 長

それでは、ただいま事務局長のほうより説明がありました。それで、私たち三役で素案を検討したいと思っております。また、各団体からも委員の選出も依頼がっておりますので、そちらについてもあわせて検討していきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長

それでは、そのようにさせていただきます。しばらくの間、時間をとりますので、休憩と待機をお願いいたします。

(休 憩)

議 長

それでは、再開いたします。

それでは、今、三役で検討いたしました結果を発表いたします。

まず、農地対策A班、委員長西原芳幸職務代理、副委員長成吉隆義委員、委員といたしまして藤嶋政秀委員、丸山文子委員、宗孝幸委員。

続きまして、農地対策B班、委員長東司時隆委員、副委員長原田正成委員、委員といたしまして田中正一委員、井上孝治委員、中原誠也委員。

続きまして、農政対策委員会、委員長を平野利延副会長、副委員長を中園秀輝委員、副委員長兼広報委員長を磯部絹代委員、委員といたしまして増田耕一郎委員、奥功委員、三苫幹治委員、三坂勝弥委員、松尾幸子委員となっております。

続きまして、調査部会のほうを発表いたします。ちょっと順不同ではありますが、よろしく願いいたします。

第1調査部会、部会長増田耕一郎委員、副に田中正一委員、委員といたしまして平野利延副会長、東司時隆委員、奥功委員、中原誠也委員。

第2調査部会、部会長井上孝治委員、副部会長三坂勝弥委員、委員といたしまして成吉隆義委員、磯部絹代委員、原田正成委員、宗孝幸委員。

第3調査部会長といたしまして丸山文子委員、副部会長に藤嶋政秀委員、中園秀輝委員、西原芳幸職務代理、三苫幹治委員、松尾幸子委員。

以上のとおり検討いたしましたけれども、承認いただけます方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ということで、この3年間、この体制で活動してもらいます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは続きまして、議案第2号の各協議会、委員会等の推薦についてですけれども、これも三役で検討いたしました結果、糸島市地域水田農業推進協議会委員及び監事には、平野利延副会長、増田耕一郎委員、井上孝治委員、監事といたしまして東司時隆委員。

それから、糸島市農業振興地域整備促進協議会委員といたしまして西原芳幸職務代理、増田耕一郎委員、井上孝治委員、丸山文子委員、東司時隆委員、藤嶋政秀委員ということにしております。

それから、人・農地プラン検討委員会委員の選出につきましては松尾幸子委員。

それから、家族経営協定の立会人といたしまして丸山文子委員を推薦いたします。

以上のとおり検討いたしましたけれども、承認いただけます方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)



議 長 全員ということで承認されました。それでは、このように推薦したいと思います。どうぞ皆さんよろしく願いいたします。

議 長 続きまして、次の議案に移ります。事務局。

事務局 済みません、次の議案の前にですけれども、事務局より、先ほどの総会、調査部会等の実施体制の運営についてちょっとお願いがございます。

具体的に申しますと、総会等の各種会議への事務局長の出席についてでございます。これまで事務局長以下事務局職員は農業委員会の専任の職員ということでございましたけれども、本日より、先ほど申しましたように、農業振興課兼務の職員となっております。特に事務局長につきましては農業振興課長と兼務ということになったため、これまでのように各会議に出席して進行等を務めることが困難な状況となっております。

したがいまして、総会を含めた全ての会議の運営につきましては係長以下の事務局職員に任せざるを得ないと考えておるところです。総会にはできるだけ出席したいと考えておりますけれども、市議会の時期とか、あるいは課の業務の状況によりまして、出席できないことも多いと思っております。委員の皆様におかれましては何とぞご理解をいただき、ご了承いただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

議 長 これまで農業委員会事務局は独立した課だったんですけれども、本日より、市の方針といたしまして農業振興課と合体し、事務局職員は農業振興課の職員との兼務となっているということで、事務局長は農業振興課長を兼ねております。農業振興課の業務も遂行しなければならない立場となっていますので、やむを得ないと思っております。どうか皆様のご理解をよろしく願いいたします。

次に移ります。

事務局 それでは、議案第3号に移ります。議案書の13ページをお願いいたします。

議案第3号「糸島市農業委員会委員議席の決定について」、説明いたします。

糸島市農業委員会規則第9条の規定によりまして、各委員さんの議席につきましてはくじにより決定することとしたいというところがございます。

なお、三役の議席につきましては総会での席の関係がありますため、

会長を1番、職務代理者を2番、副会長を3番で固定させていただき、三役以外の議席につきまして4番から19番までのくじを五十音順に引いていただいて議席を決定させていただきたいという提案をさせていただきます。ご審議のほうよろしくお願ひいたします。

議 長

農業委員会議席については糸島市農業委員会規則第9条の規定により、くじで定めるということになっております。先ほど事務局が言いましたように、会長が1番、職務代理者が2番、副会長が3番で指定席になっているということではいかがでしょうか。承認いただける方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ということで承認されました。  
それでは、16人の委員でくじをお願いいたします。

事務局

それでは、前村係長が4番から19番までのくじを五十音順ということで磯部委員から引いていただいて、番号を大きな声で言ってください。皆さんは2ページに農業委員の一覧表をつけておりまして、一番右に議席番号の欄がありますので、前村係長が読み上げた番号を書き取っていただければ助かります。それでは、お願ひいたします。

(議席番号くじ引き)

以上です。

事務局

ありがとうございます。では、確認の意味で上から順番に氏名と議席番号を読み上げますので、ご確認ください。

磯部委員が11番、井上孝治委員19番、内野会長1番、奥委員が15番、宗委員が12番、田中委員が17番、東司委員が16番、中園委員が5番、中原委員が4番、成吉委員が8番、西原芳幸職務代理が2番、原田委員が18番、平野副会長が3番、藤嶋委員が7番、増田委員が10番、松尾委員が14番、丸山委員が6番、三坂委員が13番、三苦委員が9番でございます。

次の総会からこの議席順に名札を置かせていただきますので、そちらのほうに着席いただきますようお願いいたします。以上でございます。

議 長

では、次に移ります。

事務局

議案書の14ページをお願いいたします。

議案第4号「農業委員の担当地域の決定について」、ご審議をお願いいたします。

内容のほうを説明いたします。

15ページに地域表をつけておりますので、15ページをお願いいたします。

農業委員会の案件によりましては、地域ごとに審議いただく案件があります。また、農地利用最適化の活動につきましては、推進委員と連携して各地域で活動していただくこととなりますので、担当地域を決めさせていただきたいということで提案をさせていただきます。

なお、推進委員の担当区域の地区割をJA糸島の旧14支店の区域としておりまして、その区域で割り振りをさせていただいております。

一覧表の氏名と担当地域を読ませていただきます。

#### 【議案書に基づき読み上げて説明】

それぞれ地元の地域ということで割り振りをしております。

なお、今後の総会であっせん売買の案件とかが出てまいりますけれども、あっせんの譲受候補者の選定とあっせん活動につきましては農業委員が複数で行うことになっております。複数の農業委員と担当の地区の推進委員、この方々で一緒に活動をしていただくこととなります。農業委員が1人しかいらっしゃらない地区につきましては隣の地区の委員と一緒に活動していただくこととなります。どなたをあっせんの担当委員にするかということにつきましては、議案のたびに個別に議長が選任を行うことになっておりますので、そういうことの運用でさせていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

議 長

今、局長のほうから説明がありました。農業委員の担当地区について15ページの表のとおり決定することに承認されます方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員ということで承認されました。

議 長

次に移ります。

事務局

議案書の16ページをお願いいたします。

議案第5号「糸島市農地利用最適化推進委員の決定について」、ご説明をいたします。

農地利用最適化推進委員につきましては、平成28年の農業委員会法の改正により新設された委員でございまして、農業委員と同様に、今回改選を迎えておるものでございます。

昨年の12月3日から本年1月15日の間で推薦及び募集の受け付けを行った結果、34人の定数と同数の推薦がありましたので、その推薦された方々の名簿を17ページにつけております。この34名の方についてこの総会で承認をいただきましたら、16時から委嘱状を交付するということになっております。

それでは、17ページの推進委員の案につきまして選出区域とお名前だけ読み上げさせていただきます。

**【議案書に基づき読み上げて説明】**

以上、合計34人の農地利用最適化推進委員の選任案でございます。ご審議をお願いいたします。

議 長

ちょっと事務局、推進委員さんの20番と22番、住所が同じになっております。

事務局

失礼しました。訂正させていただきます。

議 長

それでは、事務局から説明がありました。質問、意見がありましたら、どうぞ。

(質問、意見なし)

議 長

なければ、採決をとります。

議案第5号「糸島市農地利用最適化推進委員の決定について」、承認いただける方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長

全員で承認されましたので、この後、16時から委嘱状を交付いたします。

次に移ります。

議案につきましてはこれで終了いたしましたので、18ページをお願いいたします。

その他協議事項等ということで順番に説明をさせていただきます。

まず、1番の糸島市農業委員会規則についてということで、こちら19ページから22ページにつけております。

本日、会長等の互選についての定めなどが載っております。こちらは時間があるときにお目通しをいただければと思います。

続きまして、2番の糸島市農業委員の慶弔等に関する内規についてということで23ページをお願いいたします。こちらのほうにつきましては、農業委員さんの慶事、あるいは弔事等につきましてはの内規でございます。

まず、慶事ということで第2条のところに、委員に慶事があったときについてということで定めております。

続きまして、弔事ということで委員及びその家族に弔事があったときということで、こちらが右の別表のほうにございますように、本人の場合とか配偶者の場合とかというふうに定めを設けております。

それと、4条のところのお見舞いということで、ここはちょっと修正をお願いしたいんですけども、第4条、「委員及びその配偶者に」というふうになっていますが、この「及びその配偶者」は改正で削除しておいたのがそのまま残っております。消していただいて、「委員に負傷又は疾病があったとき」のお見舞い金の件でございます。こちら右の表のとおり、慶事につきましては2条のほうに定めておる内容になります。

で、お願いがございます。この表に該当する場合、特にお亡くなりになられたケースのような場合、事務局のほうにご連絡をいただきたいというふうに思っております。事務局のほうから各委員のほうにお知らせをいたしたいと思っておりますので、ここの表に該当する場合はご連絡を事務局のほうにお願いしたいというふうに思っております。これが18ページの2番のところです。

それと、3番でございます。農業委員旅行等の積立金ということでございます。これまでの慣例によりまして、農業委員さんにつきましては3年の任期が終わる時期にお別れ旅行ということで行かれております。昨年度までは旅行の積み立てが1万円ということと、慶弔費等の積み立て1,000円ということで1万1,000円を毎月お支払いする報酬から天引きさせていただいて積み立てを行っておるところでございます。

まずは、この新しい任期になりましたが、積み立てのほうについて幾らするのかということについて、ご協議をいただきたいというふうに思っております。

議長

ただいま事務局の説明がありました。農業委員の旅行積立金ということで、30年度までは積立金が1万円、慶弔費等々で1,000円ということで1万1,000円要っておりました。皆様方のご意見がありましたら、どうぞ。

(質問、意見なし)

議長

ないようですが、このままでよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長

それでは、従来どおり、積立旅行金を1万円、慶弔費を1,000円ということで天引きさせていただきたいと思っております。

事務局

ありがとうございます。では、これまでどおりということで差し引いて積み立てさせていただきます。

そこで、4番なんですけれども、積立金を報酬より引き去ることに対する承諾ということで、これは手続上必要なものですからお願いしたいということで、もう既にお出しいただいている委員さんもいらっしゃいますが、お出しになられていない委員さんにつきましては、済みませんが、新任委員さんにつきましては一応9日に研修を予定しておりますので、9日、あるいは10日の総会までにとということでお願いしたいと思います。済みません、留任の委員さんにつきましても再度出してもらっているようですので、その方々につきましては10日まで、10日までに皆さん出していただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、農業委員懇親会等の世話人ということで、これも農業委員さんの中での慣例でずっと受け継がれているものなんですけれども、いろいろ懇親会がありまして、委員さんの中から懇親会の世話人さんを二、三名出していただいて、事務局もそれをお手伝いしながらということで懇親会等をやっておりますので、ぜひ選出のほうをお願いしたいと思います。よろしく願いします。

議長

この農業委員会の懇親会というのは大体従来でしたら、新人さんで新しくなられた方がなってもらうようにしとったんですけれども、今回は11人ということで、みんなで一遍にするわけにもいきませんので、あれやったら、若い順番からどうでしょうか。2名ずつとします、それとも、1年1期で、そこいらまでちょっと言うとかにやいかんのかなと思うんですけれども。1年1期で2名ずつで若い順番からということでよろしいです

か。何か意見がありましたら、どうぞ。（発言する者あり）じゃ、3人で  
という意見もありますので、3名を1年ずつということで回してもらって  
いきましようか。それでよろしいですかね。

（異議なしの声あり）

議 長            それでは、ことしは三苦委員と中原委員と宗委員、3人でいきます。よ  
ろしく願いいいたします。

事務局            ありがとうございます。

続きまして、6番の農業委員手帳の購入ということで、こちらのほう、  
申しわけありませんが、全員購入ということで全国農業会議とのおつ  
き合い等もでございますので、買っていただいております。

こちらは先ほど申しましたように、慶弔費の引き去りから天引きをさ  
せていただきますので、その時期になりましたら、手帳のほうをお配りし  
たいというふうに思います。

続きまして、7番の全国農業新聞の購読ということで、これもぜひ全  
員のご購読をお願いしたいというふうに思っております。こちらのほう、  
別冊というか、別紙で全国農業新聞購読のご案内というふうな資料を配  
ておると思います。（「新任の方だけ」と呼ぶ者あり）失礼しました。

（「手帳も新任の方だけ」と呼ぶ者あり）手帳は毎年です。（発言する者  
あり）推進委員さんがですね。そこら辺は調整をいたしますので、済みま  
せん。新任の委員さんには全国農業新聞の購読のご案内というのをお配り  
しております。週刊の新聞でして、購読料が月700円でございます。年  
2回、口座振替で料金の支払いをお願いするという形になります。

全国農業新聞につきましては農業者の公的代表機関である農業委員会  
組織が発行する専門紙です。週刊という特徴を生かしまして、わかりやす  
い解説にまとめております。農業委員としていろんな情報が載ってまいり  
ますので、ぜひ購読いただいて農業委員会業務に活用していただきたいと  
いうふうに思っております。それで、必要なものということで口座引き落  
としとなるため、引き落とし口座の口座番号と金融機関のその口座の届出  
印が必要でございます。ここに申込書というのを2枚目につけております  
ので、マーカーをしているところをご記入いただきまして、印鑑はその横  
のお届け印を押印していただいた上、こちらも10日の総会のとしまでに  
ご提出をぜひお願いしたいというふうに考えております。よろしく願  
いいたします。

続きまして、8番の平成31年度の会議等の開催予定ということで2  
4ページ、こちらのほうにつけております。こちらのほう、申請の締切、  
調査部会、総会、それと農地対策、農政対策の今現在のスケジュールをつ

けております。

まことに申しわけありませんが、ここにもちょっとミスプリントがございます。総会の第何回というところが39回となっておりますけれども、本日の4月1日の総会は第1回でございまして、4月10日の総会が第2回になります。それ以降、3、4、5と続いていきますので、申しわけございません、これは誤っております。今までの総会の続きで番号を振っているようですので、申しわけありませんが、訂正のほうをお願いいたします。

年間スケジュールということでございますが、こちら、日程等、あるいは時間等が変更する場合がございます。日程はあくまで予定ということでございますので、開催前にファクスをお送りするようにしております。それと、総会につきましては毎回開催通知を公文で送っておりますので、それでご確認をとということになりますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、9番の印鑑の預かりということで、こちらは新任の委員さんへのお願いでございます。研修等で市の予算から旅費等を出す関係とかで、ご本人さんの申請という形になりますので、こちらのほうで書類をつくって印鑑をお預かりして押ささせていただきたいというふうに思っております。そのため、もう認め印で結構ですので、事務局のほうに預けていただきたいということでご了承をいただきたいと思っております。そちらも、済みませんが、10日までに家にある認め印で結構ですので、お預かりを3年間させていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

続きまして、作業服の採寸ということでございます。こちら新任の委員さんに作業服を貸与という形なんですけれども、お渡しするようになります。それで、4月9日の新任研修の日に農業委員さんと推進委員さんの新任の方に採寸に来ていただきたいというふうに思っております。

それで、中にはLで採寸要らんよというような方もいらっしゃるようなので、採寸が必要だという委員さんにつきましては4月9日の14時から17時の間をお願いしたいと思います。場所は農業委員会のプレハブの事務所があると思っておりますけれども、その1階に男子厚生室という畳の部屋がございますので、そちらのほうで行いますので、よろしくお願ひいたします。それと、もしかすると、この日、欠席されたりとかという方に対して、作業服の納品業者のウッドドアという業者からもしかすると確認の電話等が来られなかった場合とかに、例えば、店に来てくださいとか、このサイズで大丈夫ですかというふうな連絡が入るかもしれませんので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、きょう、ファイルをお配りしております。その青いファイル、背表紙がどんどん伸びていくタイプのファイルです。今後、議案書等の保管用にご利用いただきたいというふうに思っております。

続きまして、直近のスケジュールということで、1ページをお願いい



たします。

ちょっと先ほどの予定表と重複するかもしれませんが、毎回、総会において、その月の予定を皆さんにお知らせしておりますので、直近の予定ということでここにございます。左の枠のほうの新任委員研修ということで、こちらは4月9日火曜日、10日が総会で、その前日ということになるんですけども、予定をしております。

内容なんですけれども、4月10日の総会から早速新任委員の皆さんにつきましても申請案件についてご審議をしていただくこととなります。で、4月10日の議案の案件について予習的な意味で、その内容とか審査基準について少し研修をさせていただきたいというふうに思います。その研修の予習を受けて次の日の総会に参加してもらうというふうな意味合いの研修でございます。4月9日の火曜日13時半から、第2庁舎2階8号会議室というところで行いますので、ご都合のつく委員さんにつきましてはぜひご参加のほうをよろしくお願いいたします。

続きまして、作業服の採寸は先ほど申したとおりでございます。

第2回総会が4月10日水曜日13時半から、11、12号会議室で行います。11、12号会議室というのは市役所の前の道があると思えますけれども、その道の反対側に車庫がございます、その2階が会議室になっておりますので、そちらのほうの会議室でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、右のほうの枠です。農政対策委員会、4月18日木曜日13時半の予定にしております。新館4階の3号会議室でございます。

続きまして、農地対策委員会A班、4月23日火曜日13時半、こちらは新館4階2号会議室でございます。

続きまして、第1調査部会、4月25日木曜日10時予定ということで、新館4階2号会議室でございます。この調査部会につきましては案件の数によって午後から開始とか、あるいは場合によっては10時の予定ですが、9時からの開始とかということもあり得ますので、そちらはファクスのほうでご連絡を差し上げたいというふうに思っております。

以上でございます。総会とあわせて、本日、編成しました農政、農地、調査部会、ここに該当する方につきましては4月の予定ということでよろしくお願ひしたいというふうに思います。

事務局からは以上でございます。

議 長

それでは、皆様のほうから何かありましたら、どうぞ。

5 番

第2庁舎はどこですか。

事務局

第2庁舎ですね。第2庁舎は本館の向かい側に、昔、共済ビルと言って

いましたけれども、あの建物です。

5 番 車庫というのは別に……

事務局 その建物の西側にプレハブの車庫がすぐありますので、その2階がまた会議室になっております。ちょっとわかりにくいと思いますけど。(発言する者あり)

5 番 それと、今度の総会から別に普通の服装。

事務局 総会の場合は通常こういう格好です。ネクタイ着用でお願いしております。ただ、クールビズとか、そういった時期になりましたら、もちろんそれに準じてということになりますので、よろしくお願ひします。

議 長 ほかに何かありましたら。

(質問、意見なし)

議 長 なかったら、ちょっと私のほうから2つ皆様方をお願いをしたいことがあります。

まず1つは、きょうから私たちは非常勤の特別公務員ということで、今から何かあるごとに農業委員の誰々さん、こういうふうには必ず頭に農業委員というのがついてきます。それで、やっぱり自分たちの職務といたしまさか、そういったことを十分に把握しながら、自分の行動はしっかりと認識をしていただきたい。特に飲み事とか結構ありますので、特に飲酒運転等は絶対にやめてください。すぐに農業委員の誰々というごたるふうで、新聞社は何かついとけばすぐ飛びつきますので、そういうところはよろしくお願ひいたします。

それともう一点が、先ほど中園委員が言っていますように、服装なんですけれども、私たち農業委員は人の財産を動かすといひますか、審議する役職のところでは。そういった意味で、やっぱり厳粛な会議をしていかんやいかんということで、冬場はネクタイ着用で、そして、夏場はクールビズで結構ですので、そういった意味合いも兼ねまして皆様方をお願いをしたいと思ひております。どうぞよろしくお願ひいたします。

何もなかったら、閉会に移りたいと思ひます。

事務局 それでは、閉会のご挨拶を平野副会長にお願ひいたします。

副会長 きょうは投票等もあり長時間ありがとうございました。これをもちまし

て、第1回糸島市農業委員会総会を閉会します。ありがとうございました。

平成31年4月1日

議 長

1 番 内 野 敏 一

議事録署名人

6 番 丸 山 文 子

19番 井 上 孝 治

